

2. 個人が取得した建築後使用されたことのない家屋（建売住宅・新築マンションを取得した）の場合	
①	ア 登記事項証明書 イ 登記完了証（建築年月日の記載があるもの） ウ 登記済証 ※ア、イ、ウのいずれか
②	住民票の写し（※1）
③	確認申請書類（確認済証及び検査済証、平面図等）
④	ア 売買契約書 イ 売渡証書 ウ 登記原因証明情報 ※ア、イ、ウのいずれか ※競落の場合は、代金納付期限通知書
⑤	建築後使用されたことのないものである旨の証明書(原本)
⑥	<b>【特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合】</b> 認定通知書の写し
⑦	<b>【耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物の場合】</b> ※登記事項証明書、登記完了証等でこれらの建築物に該当することが明らかなき場合は不要 ア 確認済証と検査済証 イ 設計図書 ウ 建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く）の証明書 ※ア、イ、ウのいずれか
⑧	低層集合住宅に該当する区分建物の場合 国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書
⑨	抵当権設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合 ア 金銭消費貸借契約書 イ 債務の保証契約書 ウ 登記原因証明情報 （抵当権の設定に係る債権が当該住宅の新築等のためのものであることを確認できる書類） ※ア、イ、ウのいずれか

（※1） 該当家屋に住所の異動に関する手続きを済ませていない場合は、次の①～③のすべての書類が必要です。

①現在の住民票

②入居（予定）年月日を記載した該当申請者の申立書（原本）※申立日から入居予定年月日までの期間は、通常、住居の移転に要する1～2週間程度です。

③現在住んでいる家屋の処分方法を確認する書類（賃貸契約書、売買契約書等）